平成23年4月7日

# 地方消費者行政専門調査会報告書に対する意見

 委員
 国府泰道

 委員 菅 美千世

 委員 田中三恵子

 委員 矢野洋子

地方消費者行政専門調査会報告書について、次の通り意見を述べます。

## 第1 意見の趣旨

- 1 私たちは、報告書では、国の財政負担について次のような結論を示すべきであったと考えます。
- (1) PIO-NET の入力事務については、国が恒常的な財政負担するための仕組みとして、地方財政法第10条第1項の「地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要があるものに要する経費」として、「消費者事故情報の収集及び通知(消費者安全法第12条の事務)に要する経費」を加えること。
- (2) 相談窓口整備及び法執行の強化のための財政措置として、地方消費者行政活性化交付金のように確実に地方消費者行政のために使われる交付金とし、人件費など体制整備のために使用しやすいようにこれを相当年数にわたって整備すること。
- 2 仮に上記のように財政措置の大枠を示すことが困難なために、消費者庁に検討を委ねるにしても、下記のように一定の枠をはめた委ね方をすべきであったと考えます。

訂

「また、財政負担についても、『地方消費者行政活性化基金』や『住民生活に光をそそぐ交付金』について検証評価した上で、地方公共団体の創意工夫に基づく裁量を発揮しつつも、たしかに消費者行政に相当年数にわたって使われるようなかたちでの財政措置を講ずる方向で、その具体的なあり方について検討する必要がある。」(報告書第1章2(2)末尾の段落及び第2章2(4)第6段落を修正し、第8章の末尾に追加する)

#### 第2 意見の理由

1 当専門調査会の設置経過とその役割

平成21年の消費者庁3法の審議では地方消費者行政の充実強化策について十分な方向付けができなかったこと、当面は平成21~23年の集中育成・強化期間については活性化基金による予算措置を講じたこと、これら2点を踏まえて、消費者庁等設置法附

則第4項及び衆参付帯決議で、政府は集中育成・強化期間終了以降の地方支援のあり方を検討することとされています。そして、衆参付帯決議により、それらの検討が消費者委員会に委ねられ、当専門委員会が設置されることになりました。当調査会には、地方支援のあり方について具体的な検討を行って提言することが求められています。

ところが、専門調査会報告書は、国から地方への支援のための財政措置のあり方について「検討する必要がある」と述べるに留まっています。その意味するところは財政措置のあり方について具体的な検討は政府(消費者庁)に委ねるというものです。

これでは国会から付託された上記のミッションが遂行できたとは言えません。消費者 庁制度 WG が本年1月24日に取りまとめを発表し、地方への財政支援については一括 交付金の方法によると記載している状況において、消費者委員会は消費者庁その他の政 府機関に対して、財政措置のあり方について少なくとも大枠を示すべきであり、報告書 の結論はこの点で不十分であるといわざるを得ません。そこで、上述のような結論を付すべきであったと考えるものです。

# 2 地方分権の趣旨との調和

確実に地方消費者行政の充実・強化のために使われるような財政措置を求めることは 地方分権の趣旨に反するといった意見もありましたが、地方消費者行政強化のために担 当職員や消費生活相談員を増やして消費者行政の充実強化に取り組みたいという自治体 には(つまり意欲のある自治体には)国が財源を用意して支援をするというのは地方分 権の趣旨に反するものではないと考えます。政府がある特定の行政分野にナショナルミ ニマム達成のために財政措置を講ずるのは政策実行として当然のことです。少なくとも 地方消費者行政活性化交付金のような政策目標の特定が必要です。

そして、この交付金はかつての補助金や地方消費者行政活性化交付金のように使い方について細かく規制しないで自治体の裁量に委ねることにすべきです。そのことが地方分権の精神とも調和する財政措置の方法であると考えます。

### 3 相当年数について

窓口整備等の財政負担の期間について「相当年数」が必要であるとしたのは、活性 化基金のような3年程度の短期間の交付金措置では人件費や制度整備といった継続性 のある業務に用いられないからです。「相当年数」としては、消費者基本計画の5年 では短く、その2期分に相当する10年くらいが必要なのではないかと考えますが、 5年経過時点で検証し、その時点で継続するかどうかを検討するなど達成状況を見な がら対応することが必要と思われます。

以上